

静岡県砂防課の防災教育に関する取組

～土砂災害警戒区域における小中学校の避難訓練と連携した出前講座～

地元TVの
ニュースで放送！

1 背景・経緯

土砂法では、警戒区域内の要配慮者利用施設に避難確保計画の作成、避難訓練の実施を義務付け

2 現状・課題

上記対象の小中学校(134校)における避難確保計画の作成率は100%であるが、**避難訓練の実施率は40%(R6年度末)**にとどまっており、実効性のある避難を確保するため、警戒避難体制に関する支援をより強化する必要がある

3 対策(県教育委員会と連携した周知・啓発)

県教育委員会から市町教委を通じて**小中学校に避難訓練の実施義務の説明とともに、児童・生徒の防災知識向上を図る出前講座の希望**を募ったところ、**対象134校中、53校**から講座の依頼を受けた



学校が企画した土砂災害避難訓練に合わせて県土木事務所職員が児童・生徒に出前講座やフィールドワーク等を実施中！(右記参照)

富士宮市立稲子小学校における土砂災害避難訓練と連携した防災講座

- ・令和7年4月18日(金)、土砂災害警戒区域内に立地する稲子小学校で土砂災害を想定した避難訓練を実施
- ・避難場所の体育館に移動した児童を対象にクイズ形式で避難時の心構え等を説明
- ・講座終了後、学校周辺の土砂災害リスクについてフィールドワークを実施



【講座の様子】



【グループ学習】



【土砂災害の訓練】



【フィールドワーク】